

招集通知関連書類の電子提供について

～「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」
における検討状況～

平成28年2月19日

経済産業省

1. 「株主総会プロセスの電子化等に関する研究会」の目的と検討事項

目的

- 我が国の株主総会プロセスに関しては、諸外国に比べ、株主総会日が集中していることに加え、株主による議案検討期間が十分に確保されているとは言えない状況など、対話の質を高める上での様々な課題が指摘されている。
- これらの課題の解決すべく、企業が適切な総会日や議決権行使の基準日の設定を行うとともに、招集通知関連書類や議決権行使の電子化等を通じて株主総会プロセスの徹底的な合理化が図られる環境を整備する。

検討事項

検討事項①：株主総会招集通知等の提供の原則電子化に向けた課題と方策

- 1) 早期（発送前）Web開示
- 2) 原則電子化 ～米国の「Notice & Access」制度を参考に

検討事項②：議決権行使プロセス全体の電子化を促進するための課題と方策

検討事項③：株主総会関連の適切な基準日設定に向けた対応策

その他の検討事項（検討の視点）

～企業と投資家の対話に向けた意識と行動、対話支援産業の役割 など

【参考】「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）抜粋

1. 産業の新陳代謝の促進

（3）新たに講ずべき具体的施策 i) 攻めの経営の促進

③持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進

企業が稼ぐ力を高め、持続的に企業価値を向上させるためには、企業と投資家・株主が、共に中長期的な成長に向けて価値を創造する関係にあることを念頭に置いて、建設的な対話を行うことが重要である。こうした観点も踏まえつつ、資本市場の機能の十全な発揮や投資家・株主の保護など幅広い観点から、企業の情報開示、株主総会プロセス等を取り巻く諸制度や実務を横断的に見直し、全体として実効的で効率的な仕組みを構築する。

ア) 統合的開示に向けた検討等

（略）

イ) 株主総会プロセスの見直し等

株主総会集中の問題を解決し、株主の議案検討と対話の期間を諸外国並に確保するための方策として、企業が適切な総会日や議決権行使の基準日の設定を行うとともに、招集通知関連書類や議決権行使の電子化等を通じて徹底的なプロセスの合理化が図られる環境を整備する。

具体的には、株主総会については、企業において株主の議決権行使や対話の機会を十分に確保するとともに、株主総会に近い時点の株主の声を反映するような適切な基準日を設定するよう、関係団体等が本取組の円滑化に向けた方策等について、来年中に検討することを促す。

また、IT利活用促進に係る政府全体の対応方針も踏まえ、米国における制度（「Notice & Access」制度）も参照しつつ、招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について来年中に検討し、結論を得る。

議決権行使についても電子化の促進と権利行使の質を高めるため、関係団体等において議決権行使プロセス全体の電子化を促進するための課題と方策を来年中に検討することを促す。

さらに、名義株主以外のグローバルな機関投資家等が、株主総会に参加する上での企業の基本方針作りを円滑化するため、関係団体等においてガイダンスを本年末までに策定することを促す。

【参考】「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」 委員名簿

<座長> 尾崎 安央 早稲田大学 法学学術院 教授

<委員> 石田 猛行 インスティテューショナルシェアホルダーサービシーズ株式会社代表取締役
上田 亮子 株式会社日本投資環境研究所 調査部主任研究員
江良 明嗣 ブラックロック・ジャパン株式会社 運用部門 ヘッド・オブ・コーポレートガバナンス ヴァイスプレジデント
大崎 貞和 野村総合研究所 未来創発センター主席研究員
藏本 祐嗣 大和住銀投信投資顧問株式会社 執行役員
櫻井 篤彦 三井住友信託銀行 証券代行部業務企画チーム長
澤口 実 森・濱田松本法律事務所 弁護士
小木曾 稔 楽天株式会社 渉外室渉外課長
高山 与志子 ジエイ・ユーラス・アイアール株式会社 取締役
武井 一浩 西村あさひ法律事務所 弁護士
田中 亘 東京大学 社会科学研究所 教授
永池 正孝 全国株懇連合会 理事長 (株式会社バンダイナムコホールディングスコーポレートコミュニケーション室 シニアアドバイザー)
中川 順子 野村ホールディングス株式会社 執行役員
野村 浩子 淑徳大学 人文学部表現学科 教授
早川 知佐 カルビー株式会社 執行役員 経営企画・IR本部長
古本 省三 新日鐵住金株式会社 法務部長
堀田 尚 みずほ銀行 決済営業部証券決済業務室業務第二チーム 次長
堀之内 泰壮 日本電信電話株式会社 財務部門 IR室長
松井 秀征 立教大学 法学部法学科 教授
安井 良太 株式会社東京証券取引所 上場部長
弥永 真生 筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授
山田 治彦 日本公認会計士協会 副会長

<幹事> 竹林 俊憲 法務省 民事局 参事官
田原 泰雅 金融庁 総務企画局 企業開示課長

2. 「対話促進」に向けた制度整備～招集通知関連書類の電子提供の促進・拡大

検討の方向性

- 株主との対話を促進する観点から、法制度上においても、
 - ✓ 株主による議案の検討期間の拡大
 - ✓ 情報提供の充実（情報検索やWeb上で提供される他の情報へのアクセスをやりやすくする等）
 - ✓ 多数の個人株主とのコミュニケーションの充実に資する方向に見直す。
- その際、制度変更により生じうる不利益がある場合は、適切に手当てを講じる。

(※) 平成26年のインターネット利用率は約8割（10～50歳代は9割）。電磁的方法による招集通知の送付に関する改正商法成立時（平成13年）の約5割に比べ大幅に拡大。

(※) 上場会社による招集通知のインターネット開示は、平成21年の上場規則改正により整備されている。株主はあえて承諾しなくとも、これらの情報にアクセス可能という環境が既に構築されている。

(※) さらに、招集通知情報がWebに掲載されたタイミングで、機関投資家等が通知を受けるシステム環境も整っている。

(※) 昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略2015」においては、企業と株主・投資家との対話を促進する観点から、「招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置」について検討し、結論を得ることとなっている。

【参考】株主による議案の検討期間の拡大

- 経団連参加企業41社を対象としたアンケート調査結果によると、招集通知関連書類の印刷・封入等に要する期間は、概ね2週間程度（約10～12営業日）となっている。

招集通知関連書類の印刷・封入等の期間

招集通知の印刷部数	社数	①平均印刷日数	②平均封入等日数	合計(①+②)
30万部以上	9	5.1営業日	6.9営業日	12.0営業日
10～30万部	9	5.1営業日	5.6営業日	10.7営業日
10万部未満	10	4.6営業日	5.4営業日	10.0営業日

(出所) 経済産業省「招集通知の印刷封入日数・費用等に関するアンケート」(2015年12月実施。経団連の協力の下、経団連参加企業41社に送付。回収率約71%)

【参考】情報提供の充実

- 電子的な情報提供の利用が限定的であることは、総会前に提供される開示情報の充実という面での制約になっている可能性がある。

会社法現代化当時の議論（平成18(2006)年）

- ✓ 平成18年の制度改正においては、開示情報を増加させる一方で、Webみなし開示制度を導入している。その理由は以下のとおり。
 - 印刷・郵送費用を抑えることを目的として、**書面の量を一定程度に抑えるために、株主に送付する情報そのものの内容をその量に合わせて簡略化するという、開示の充実という趣旨に反する結果を引き起こすおそれがある。**
 - 現に、実務においては、**合理的な費用内で提供することが可能な書面の量から逆算して開示事項の内容を決定することが、日常的に行われている**ようである。

(出所)「会社法施行規則の総論等」(商事法務No.1759(2006.2.25))を基に作成。

【参考】情報提供の充実・多数の個人株主とのコミュニケーションの充実

- インターネットを利用した情報提供の株主メリットとしては、検索・分析の容易性といった面に加え、株主と企業とのコミュニケーションがやりやすくなる面が挙げられる。

＜株主メリット＞

1. 検索しやすくなる

- データ化された資料の方が検索が容易になる。例えば、株主は、自分の特に関心のある情報にリンクを通じて直接アクセスでき、情報を探す手間が省くことができる。

2. 比較・分析がやりやすくなる

- データのダウンロードにより、表計算ソフト（スプレッドシート等）や分析ツール等を活用した分析を通じて、企業間の比較・分析が容易になる。

3. 企業とのコミュニケーションがとりやすくなる

- インターネット上のコミュニケーションツールの発展により、株主と企業との対話が促進される。例えば、社長メッセージの動画や株主総会のネット中継等が提供されれば、経営層へのアクセスも身近になる。

4. 株主総会以外の企業情報にアクセスしやすくなる

- 企業のwebサイトに情報を集約することにより、株主は株主総会以外の重要情報（企業に関する重要ニュースや研究レポート等）にアクセスする機会を得る。

【参考】電子提供に関する制度整備時のインターネット利用率

- アメリカ、カナダ、英国が招集通知以外の関係書類を原則電子提供とする制度整備を行った際のインターネット利用率は、7～8割程度。

各国におけるインターネット利用率

国名	電子提供に関する制度整備時 ※1		直近(2014年) ※2
日本	電子通知 (2001年)	38.5%	90.6%
	Webみなし開示 (2005年)	66.9%	
アメリカ	Notice & Access制度 (2008年)	74.0%	87.4%
カナダ	Notice & Access制度 (2013年)	85.8%	87.1%
イギリス	Web開示のみなし同意 (2006年)	68.8%	91.6%

※1:電子提供に関する制度整備時のインターネット利用率

- ・ 日本は、6歳以上を調査対象とする総務省のデータ。
- ・ アメリカは、18歳以上を調査対象とする Federal Communications Commissionのデータ。
- ・ イギリスは、16歳から74歳を調査対象とするEurostatのデータ。
- ・ カナダは、ITUの推計値。

※2:直近 (2014年) のインターネット利用率は、日本、アメリカ、カナダはITUの推定値。英国は、Eurostatのデータ。

なお、総務省の「通信利用動向調査」によれば、2014年の日本の利用率は83% (6歳以上が調査対象)。 (出所)Statistics of ITU

2. 「対話促進」に向けた制度整備～招集通知関連書類の電子提供の促進・拡大

検討中の論点

(1) 具体的な制度設計

① 原則電子提供とする情報の範囲

② 電子提供に関する株主からの事前承認と個別の書面請求への対応の在り方

(参考) 日本の現行制度

- ・ 株主の事前承諾により全ての情報を電子提供。
一定の資料については、電子提供後に書面請求があれば応じなければならない。
- ・ 定款の定めに基づくみなしWeb開示。個別の書面請求には任意で対応。

③ 必要な招集通知期間

④ 一部株主のみに電子提供することと株主平等原則との関係

- ・ 米国では、Notice & Access制度採用企業が、一定数の株式を保有する者等、一部の株主に対し、個別の書面請求がなくとも全ての総会情報を書面で提供することが可能。

(2) 電子化等による総会プロセスの変化を前提とした対話支援産業の役割

(3) 時間軸でみた対応シナリオ (ロードマップ)

3-1 ① : 米国のNotice & Access制度（導入の経緯・目的）

- 米国のNotice & Access 制度は、株主への委任状説明書等（日本における招集通知の参考書類、事業報告・計算書類、議決権行使書に該当）の提供方法として、2009年度から本格導入されたもの。

■ 委任状説明書等（①委任状説明書、②委任状様式、③アニュアルレポート※）の提供方法の変遷（1）

- **1995年**； SECによる解釈通達により、委任状説明書等を電子的に交付することが可能となる。（但し、**個々の株主による事前の同意が必要**であったため、普及するまでには至らず。）
- **2005年**； SECは、委任状説明書等をウェブサイトにおいて開示し、その旨を株主総会開催日前に株主に通知することにより、**個々の株主の同意を得ることは不要**とする（Notice & Access）規則改正案を採択。
- **2007年**； SEC規則を改正し、2009年（一部の企業については2008年）より制度導入。

※それぞれ、日本の①参考書類、②議決権行使書、③事業報告・計算書類に該当。

■ Notice & Access制度導入の主な目的・効果（2）

1. インターネットの効能（versatility）（対話の効率化等）【株主メリット】

・N&Aの導入目的の1つは、インターネットを活用することにより、株主とのコミュニケーション（対話）の効率化等（効率化の結果、企業側も議決権行使促進に関するコスト削減が可能）を図ることであり、株主にとって以下のメリットが考えられる。

- a) データ化された資料の方が検索が容易になる
- b) データのダウンロードにより、表計算ソフト（スプレッドシート等）や分析ツール等を活用した分析を通じて、企業間の比較が容易になる
- c) インターネットコミュニケーションツールの発展により、株主と企業との対話のみならず、株主間のコミュニケーションを促進し得る
- d) 企業のwebサイトに情報を集約することにより、株主は株主総会以外の重要情報（ニュースやレポート等）にアクセスする機会を得る

2. 紙プロセスのコスト削減【企業メリット】

・議決権行使に係る書類（アニュアルレポート等）の印刷費用及び郵送費用の削減効果

3. 環境保護【社会メリット】

・紙の生産や郵送は、木材、化石燃料、化学製品（漂白剤、インク等）等を使用するため、それらを低減することによる環境保護効果。

（出所）(1)あずさ監査法人調べ（26年度経済産業省委託調査「企業と投資家の対話及び企業情報開示のあり方に関する調査研究」）、

(2)Securities and Exchange Commission (SEC) Release Nos. 34-56135 (Shareholder choice regarding proxy materials, July.26.2007)

3-1 ② : 米国のNotice & Access制度（概要）

- 米国のNotice & Access制度は、上場会社等が株主総会の委任状説明書等^(注1)をWebサイトに掲載した上で、当該Webサイトのアドレス、総会開催日時・場所、議案情報サマリー等が記載された通知のみを株主に郵送すること（Notice Only Option）を認める制度。
- 上場会社等は、従来どおり、招集通知及び委任状説明書等を紙媒体で株主に送付すること（Full Set Delivery Option）を選択することも可能。また、上場会社等は、紙媒体で全ての書類を送付する株主と通知のみを送付する株主を選択できる。
- なお、株主から委任状説明書等を書面又は電子データで送付するよう請求を受けた場合、上場会社等は請求を受けた日から3営業日以内に株主に送付しなければならない。^(注2)

注1：日本における招集通知の参考書類、事業報告・計算書類、議決権行使書に該当

注2：米国では紙媒体又は電子データを請求する際に来年度以降も紙媒体又は電子データで受領する旨を希望すれば、来年度以降に新たな申し込みは不要。

○ 日本の現行制度における招集通知関係書類の取扱い

日本の会社法上、株主総会の招集にあたり、a)招集通知、b)株主総会参考書類、c)招集通知添付書類（事業報告、計算書類等）、d)議決権行使書を原則^{※1、2}として書面によって株主に通知しなければならないとされている。

※1：株主の事前の同意がある場合はe-mail等の電磁的な方法による提供が可能。

※2：web開示によるみなし提供の制度により、株主に提供すべき資料の一部について、webサイトに掲載し、そのアドレス等を株主に通知すれば株主に提供されたものとみなされる。

○ Notice & Access制度を採用した場合（イメージ）

上場企業等がNotice & Access制度を採用した場合、株主は、以下①～④が記載された通知を郵送で受け取り、当該Webサイトにアクセス又は紙媒体（又は電子データ）を請求し、議決権行使を実施することとなる。

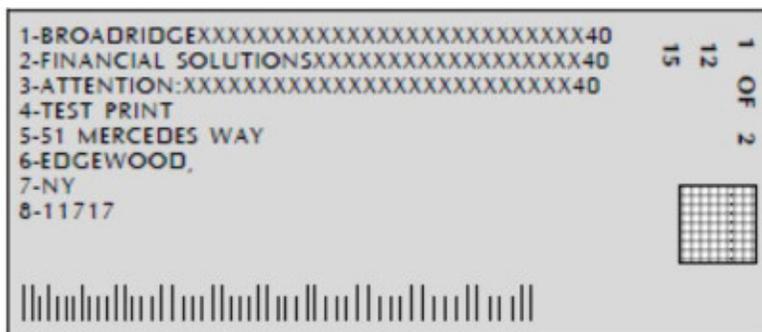
- ① 総会日時・場所等の情報
- ② 招集通知関係書類が掲載されているWebアドレス
- ③ 紙媒体又は電子データの請求方法
- ④ 議案内容の概要等

【参考】Notice & Access制度 (Notice Only Option) による通知のイメージ ①

*** 議決権行使のお願い *** 議決権行使関連書類に関する重要なお知らせ

ABC Company

会社のロゴ



総会情報

総会種別： 定時総会
対象株主： ○○年○月○日現在の株主
開催日時： ○月○日 (○) ○時
開催場所： ABC本社
ABC Common Way
7th Floor
Heartland, NY, 11111

ABC社の株式を保有している株主にお送りしています。

これは議決権行使書ではありません。この通知は議決権行使関連書類の概略をお示ししています。詳細な議決権行使関連情報はインターネットの www.proxyvote.com にアクセス頂くか、紙媒体の資料の請求を行ってください（裏面をご参照ください）。

議決権を行使するのに先立ち、議決権行使関連書類にお目を通し頂くことを推奨いたします。

議決権行使関連書類の入手方法並びに議決権行使の方法は裏面をご覧ください。

【参考】 Notice & Access制度 (Notice Only Option) による通知のイメージ ②

－ 議決権を行使する前に － (議決権行使関係書類へのアクセス方法)

下記議決権行使関連書類は「閲覧」もしくは「請求」できます

招集通知と参考書類 アニュアルレポート

オンラインでの閲覧方法：

次のページに記載の12桁の管理番号を使用して www.proxyvote.com にアクセスしてください

紙媒体又はe-mailによる受信の請求・受領方法：

議決権行使関係書類を紙媒体又はe-mailによる受信を希望する株主は、その旨を請求しなければなりません。請求による料金は一切発生しません。以下の請求方法から選択してください。

1) インターネットによる請求： www.proxyvote.com

2) 電話による請求： 1-xxx-xxx-xxxx

3) e-mail※による請求： xxxxx@proxyvote.com

※e-mailで請求する場合は、管理番号（次項参照）を件名に入力し、本文はブランクの状態で送信してください。

このe-mailに宛てられた請求・問い合わせ等は投資助言を行うアドバイザーには共有されません。

議決権行使関連書類をタイムリーにお届けするために2016年〇〇月〇〇日までに請求してください。

－ 議決権行使の方法 － (以下の方法から1つを選択してください)

株主総会への出席による投票：株主は出席により議決権行使を行うことが可能です。株主総会に出席するための手続きは議決権行使関連書類に記載の内容をご確認ください

インターネットによる投票： www.proxyvote.com¹にアクセスしてください。12桁の管理番号が必要です

郵送による投票：請求した紙媒体の議決権行使関連書類に含まれる議決権行使書を返送してください

¹「www.proxyvote.com」では、個人株主が保有する全ての銘柄について、議決権行使関係書類の受取方法をNotice Only Option又はFull Set Delivery Optionから電磁的方法（e-mail等）への変更手続や議決権の電子行使を一括して実施することが可能。

【参考】 Notice & Access制度 (Notice Only Option) による通知のイメージ ③

議案内容 (概略)

取締役会は株主の皆様が賛成することを推奨しています。

第1号議案：取締役選任の件

取締役候補者

- 01) 候補者 1
- 02) 候補者 2
- 03) 候補者 3

第7号議案：XXXXX

第8号議案：XXXXX

第9号議案：XXXXX

第2号議案：会計監査人選任の件

第10号議案：XXXXX

第3号議案：XXXXX

第11号議案：XXXXX

第4号議案：XXXXX

第12号議案：XXXXX

第5号議案：XXXXX

第6号議案：XXXXX

管理番号：→

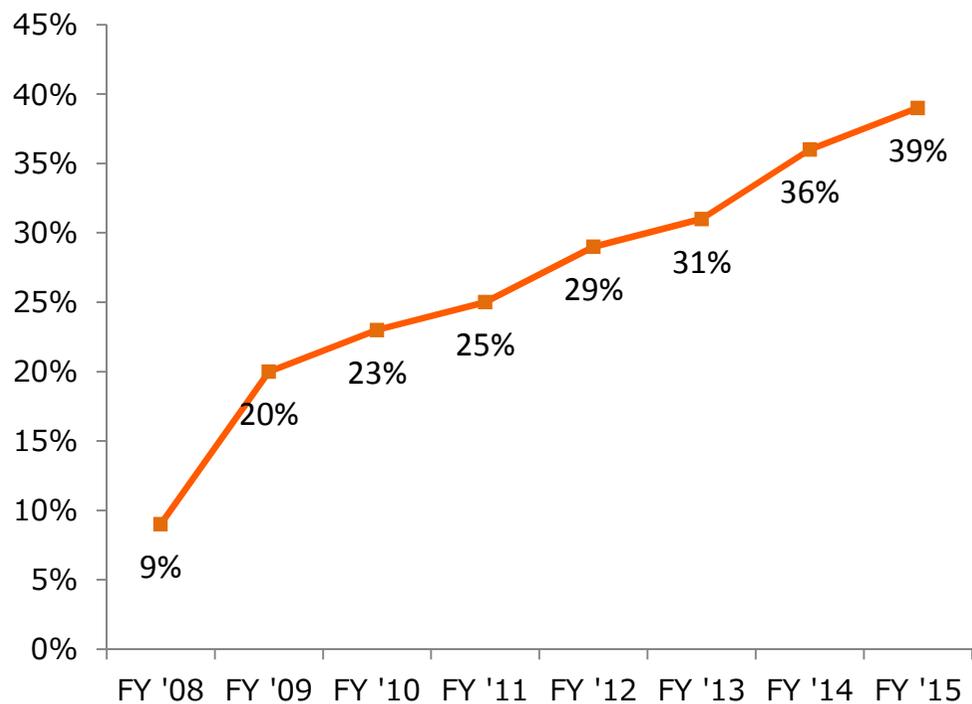
0000 0000 0000

BROADRIDGEXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX-40
FINANCIAL SOLUTIONS
ATTENTION:
TEST PRINT
51 MERCEDES WAY
EDGEWOOD, NY
11717

3-1③ : 米国のNotice & Access制度 (採用企業数)

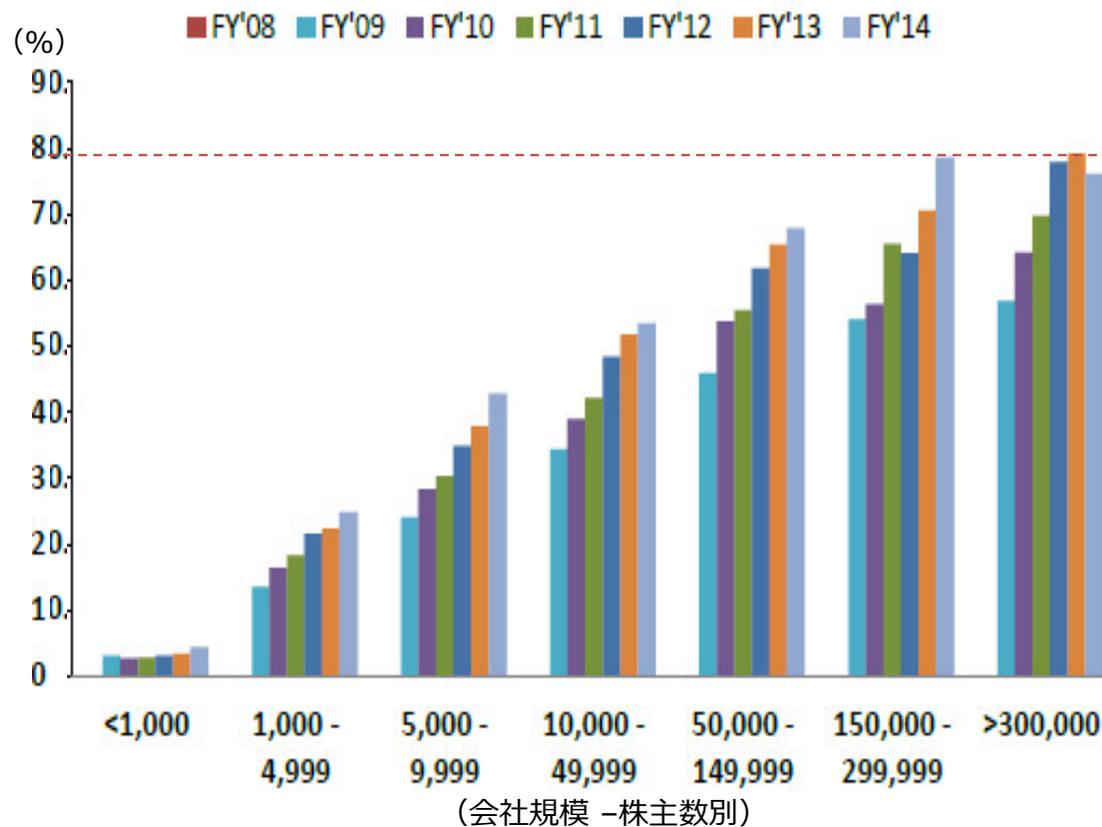
- 米国におけるNotice & Access制度の採用企業数は年々増加傾向にあり、2015年度は2,342社（上場会社の約4割）が当該制度を利用している。
- 企業規模別でみると、株主数が多い会社ほど当該制度の利用率が高い傾向にある。

Notice & Access制度の採用率の推移



	FY '08	FY '09	FY '10	FY '11	FY '12	FY '13	FY '14	FY '15
採用社数	653	1,363	1,601	1,673	1,813	1,904	2,133	2,342

株主数でみた企業規模別のNotice & Access 制度の採用率



(出所) "Analysis of Distribution and Voting Trends Fiscal year Ending June 30, 2015", Broadridge

(出所) "Analysis of Distribution and Voting Trends Fiscal year Ending June 30, 2014", Broadridge, September 2014

3-2 : カナダのNotice & Access制度

- カナダのNotice & Access 制度は、2013年度から本格導入されたもの。
- 米国と同様、インターネットを活用することによる株主とのコミュニケーションの効率化や、コスト削減、環境負荷軽減等を目的に導入されている。
- 米国とカナダのNotice & Access 制度の違いとしては、個人株主の議決権行使率の低下を防ぐため、Noticeに議決権行使書の同封を義務づけたこと等が挙げられる。

■ Notice & Access制度の導入目的・効果

- ・ インターネットを活用することによる株主とのコミュニケーションの効率化
 - ・ 紙プロセスのコスト削減
 - ・ 環境保護
- 等

■ 採用状況

- ✓ Notice & Access採用企業数：416社（2014年度）
- ✓ 上場企業数（Toronto Stock Exchange及びTSX Venture Exchanges）：3,673社
- ✓ Notice & Access制度の採用率：11.3%

■ 米国制度との相違点

1. 議決権行使書（VIF – Voting Instruction Form）並びに返信用封筒の同封の義務付け

・米国N&Aの導入企業において個人株主による議決権行使率が低下したことを受けて、カナダでは notice に VIF 並びに返信用封筒を同封

2. 電子行使・郵送返信による行使

・米国N&Aのもとでは、notice を受け取った株主は原則的に議決権行使を行う際にはインターネットにて行う必要があるが、カナダN&AのもとではVIFがnotice に同封されているため、株主は郵送、インターネット、電話・FAXによる行使も可能（提供方法は企業側が選択）であり、株主側の議決権行使の選択肢が多くなっている

3. Notice & Access制度の対象となる株主総会

・米国では、企業結合取引（吸収合併、新設合併、株式移転、株式交換等の取引）等を議案とする株主総会においては、Notice & Access制度は適用除外となっている。他方、カナダでは、投票プロセスの複雑性を避ける等の理由で、Notice & Access制度を全ての株主総会で利用できる。

3-3 : 英国のWeb開示みなし同意制度

- 英国では、2006年会社法により、招集通知等の情報をウェブサイトで提供することについて、事前に株主に同意通知を郵送等し、28日以内に回答が無かった場合は、当該提供に同意したものとみなされる「みなし同意」制度が導入されている。

■ 会社側の手続き

1. 株主総会決議

- ✓ 会社法の規定 (Companies Act 2006 Schedule 5) に則り、ウェブサイトにて情報を提供する旨について、株主の承認 (定款変更が必要な場合あり) を得る必要がある。

2. 事前同意通知の送付

- ✓ 各株主に対してウェブサイトによる情報提供に関して同意を得るための通知を書面で行う必要がある。
- ✓ ウェブサイトでの提供に同意しない株主は、通知の返送をもって、①引き続き紙媒体で情報の提供を受けるか、②e-mailによる情報提供を受けるかを申し込むことができる。
- ✓ 通知を返送しない場合、通知の発送日から28日経過した時点で、ウェブサイトでの提供について同意したとみなされる (みなし同意)。

3. ウェブ掲載通知の送付

- ✓ 企業はウェブサイトに招集通知等の対象情報を掲載した場合、ウェブサイトによる情報提供に同意した株主に対して、書面 (同意がある場合はe-mail等) にて当該情報が掲載された旨を通知する必要がある。

4. 書面請求

- ✓ ウェブサイトによる情報提供に同意した株主であっても、株主は企業に紙媒体の資料を請求することができる。請求があった場合、発行企業は請求のあったその日から21日以内に当該株主に対して紙媒体の資料を送付する必要がある。(総会日までに送付しなければならないという規定はない)

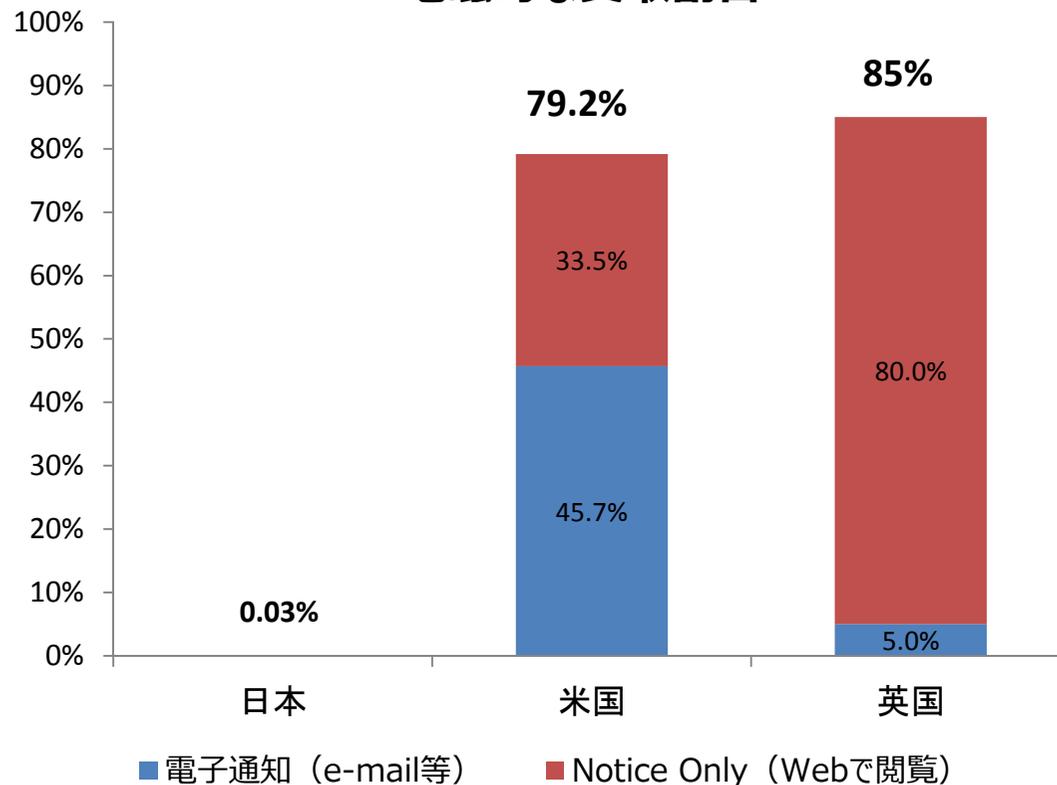
■ 電子化の対象書類

会社法で作成が要請されている全ての書類 (アニュアルレポート、財務諸表、招集通知等)

3-4. 招集通知関連書類の電子提供の普及率（国際比較）

- 米国・英国では、約 8 割の株主が、招集通知関連書類を電子的に受け取っている。特に米国は、招集通知そのものも含めた総会関連情報全てを、E-mail等により電子的に受け取っている割合が高い。

個人株主における招集通知関連書類の電磁的な受取割合



(注記)

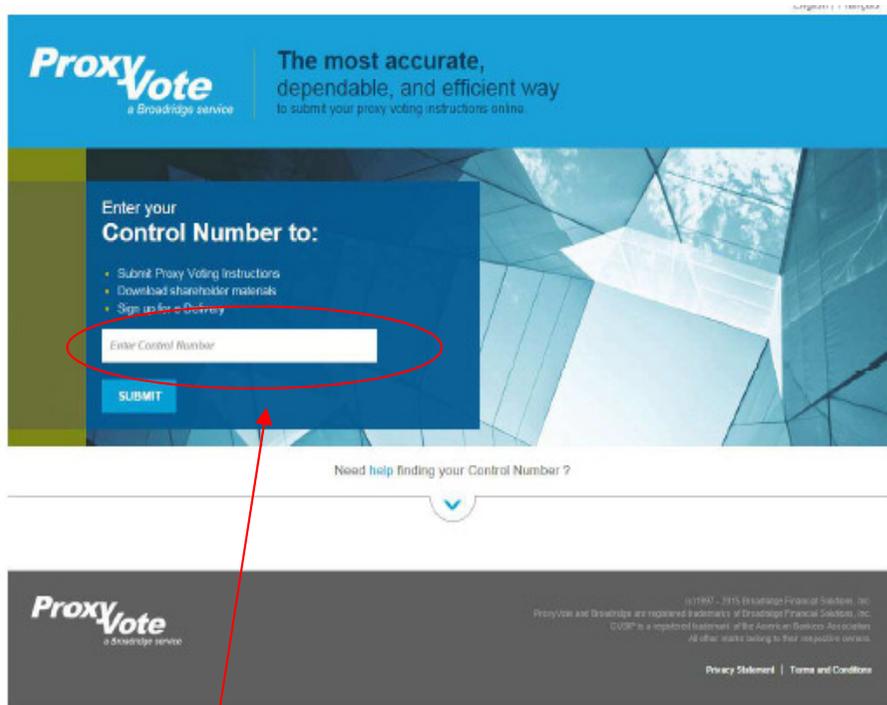
- ※1：日本では、株主の事前同意を得た上で招集通知の電子提供を行っている企業の割合は2.6%（44社、2015年）。このうち、実際に電子通知を受け取っている株主割合が1%未満の会社が過半。これを踏まえ、ここでは、 $2.6\% \times 1\% = 0.03\%$ を電子通知を受け取っている株主の割合と試算している。
- ※2：日本では、WEB開示によるみなし提供制度により、事業報告等の添付書類の一部をWEB開示。企業の約45%が利当該制度を利用しているが、ここでは、提供範囲が限定的であることもあり、上記1の試算には反映していない。
- ※3：ドイツ・フランスは、基本的に公告（電子版官報含む）で対応。
- ※4：ドイツについては、DAX30社中12社（約4割）が、株主からの登録を受け、Email等による電子通知も展開。
- ※5：英国のNotice Only とは、Web提供について同意した（とみなされた）株主のこと。当該株主は、Webアドレスが記載された通知を受け取る。

(出所) 日本：「旬刊商事法務 株主総会白書2015年版」（商事法務研究会、2015.12/1臨時増刊号）のデータを元に事務局試算（上記※1参照）
 米国：「"Analysis of Distribution and Voting Trends Fiscal year Ending June 30, 2015", Broadridge」
 英国：Prism Cossec社(www.prismcossec.com) 発行の "Prism Briefing" 2015年8月12日付を参照

【参考】米国のポータルサイト（proxyvote.com）の概要①

- Broadridge社が提供する議決権行使専用サイト（proxyvote.com）は、議決権の電子行使に加え、招集通知等の総会情報や、株主総会のネット中継の閲覧等も可能なポータルサイト。
- 例えば、A社の招集通知に記載されている管理番号を入力してログインするだけで、同じ画面上で、B社やC社の総会情報の閲覧や議決権行使等ができる。

【Proxyvote.comのログイン画面】



株主総会に関するNoticeやEmailに記載されている管理番号を入力

【Proxyvote.comの画面】

Issuer	Proxy Type	Deadline	Action
BANCO BRADESCO S.A.	Consent Meeting	Jan 1	Review/Change
VOTING CLOSED			
Issuer	Proxy Type	Deadline	Action
ADL INC	Special Meeting	May 5	Review

招集通知等
総会情報へのリンク

他の保有銘柄の一覧

【参考】米国のポータルサイト（proxyvote.com）の概要②

- また、当該サイトを通じて、e-delivery（招集通知を含む全ての書類をE-mailで受け取ること）の登録ができるようになっている。

【実質株主向けの議決権行使サイト】

GENERAL BROKER | Investing today for an easier tomorrow

Your Financial Advisor
Sarah Robertson
West 555-4234

Hextone, Inc. | 2016 Annual Meeting of Shareholders
FRIDAY, FEBRUARY 26, 2016

Shareholder Materials
Proxy Statement
10-K Report

Go Paperless
SIGN UP FOR E-DELIVERY

Attend the Shareholder Meeting
DETAILS

Attend via Shareholder Virtual Meeting
DETAILS

議案の一覧

1. DIRECTOR
MICHAEL BARRISON
ERIC BISSON
GLENN CLARK
CHARLES HOGAN
LINDA JONES
JOSEPH RABB
MICHAEL RODRIGUEZ
JANE SMITH
MICHELLE WILSON

BOARD RECOMMENDATION FOR
FOR ALL WITHHOLD ALL
VOTE INDIVIDUALLY

2. ADVISORY VOTE ON EXECUTIVE COMPENSATION
FOR AGAINST ABSTAIN

3. RATIFICATION OF THE APPOINTMENT OF AUDITORS
FOR AGAINST ABSTAIN

RE SET SUBMIT

口座を管理する証券会社と担当アドバイザー名

招集通知等総会情報へのリンク

【e-delivery 登録画面】

会社名

Go Paperless With e-Delivery

Register for e-delivery of proxy materials and other investor communications.

Email
where you would like the materials sent:

Confirm email

Create your 4-digit PIN

Re-enter your 4-digit PIN

NEXT

Important Materials
Voting Instructions
Order a hard copy
Proxy Statement
Annual Report

Paperless
SIGN UP FOR E-DELIVERY

Investor Education
Learn more about the process at
SEC: Spotlight on Proxy Matters

“Go Paperless” をクリックすると e-mailアドレスを登録するポップアップ画面が表示され、e-deliveryの登録ができる

株主総会の出席カード入手画面へのリンク

株主総会のネット中継画面へのリンク

【参考】株主総会関係資料のWeb開示（Coca-Cola社の事例）

- 総会関係資料について、紙媒体をPDFドキュメントにしたものに加え、①ビジュアル的に魅力的で、株主が情報を見つけやすいたかたちで提供しているもの、②社長メッセージ動画等と組み合わせたもの、③パソコンやスマートフォンなど、デバイス別に適したかたちで提供しているものなどが見られる。

【招集通知関連書類の閲覧画面】

【株主総会関連情報へのリンクサイト】
(www.envisionreports.com)

【アニュアルレポートの閲覧画面】

議案へのリンク

PDFバージョンへのリンク